

# 農林水産業に関する 知的財産シンポジウムの開催報告

弁護士・弁理士 安藤 誠悟<sup>1</sup>

## 1 はじめに

農林水産省は農林水産業分野の知的財産の保護を推進しており、2016年9月には特許庁と協力して知的財産の相談体制を強化することを発表し、本年5月に知的財産戦略本部が発表した「知財推進計画2017」においても、「知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」を計画の柱の1つとして、その中で「攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」を掲げています。

こうした動きを受け、弁護士知財ネット及び日弁連知財センターは、それぞれ農水法務支援チームを設置し、農林水産業への法的支援を強化すべく活動を進めています。

北海道にとって農林水産業は主力産業であると同時に、北海道は日本の食料産業の中核の1つです。北海道における農林水産業が、今後更に発展し、国際化の中で競争力を維持して行くためには、知的財産の活用が不可欠となっています。そこで、農林水産業に関わる方々及び知的財産に関わる方々に、農林水産業に関する知的財産の理解を深めるとともに、相互の交流を図ることを目的として、平成29年7月20日（木曜日）、札幌においてシンポジウムを開催致しましたのでご報告致します。

## 2 シンポジウムの概要

今回開催したシンポジウムは、北海道での農林水産業に関する知的財産・法務への取り組みの第一歩です。

弁護士や弁理士等の専門職だけでなく、農林水産業に関わる方々に幅広く知的財産への理解を深めて頂き、また、相互の交流を図るとの目的から、多数の関係機関に後援の願いをし、ご快諾頂くことができました。

そして、当日には、後援機関の方々だけでなく、農林水産業に関わっている数多くの方々に参加頂きました。

### (1) 名称

農林水産業に関する知的財産シンポジウム

—知的財産を活用した農林水産業の高度化を目指して—

---

1 アンビシャス総合法律事務所、札幌弁護士会知的財産委員会委員長、日弁連知財センター委員、弁護士知財ネット理事